

議案第 30 号

甲府市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例制定について
甲府市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和 8 年 2 月 26 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例
甲府市保健所関係手数料条例（平成 30 年 12 月条例第 35 号）の一部を次のよ
うに改正する。
別表第 76 号中「第 14 条第 15 項」を「第 14 条第 13 項」に改め、同表第
87 号から第 89 号までを次のように改める。

(87) から (89) まで 削除	
--------------------	--

附 則

この条例は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。ただし、別表第 87 号から第 89
号までの改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正
等に伴う規定の整備を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、
この条例案を提出する理由である。